

自動車事故防止のために しっかり点検・整備しましょう。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？

近年、**大型車の車輪脱落事故やバス火災の事故が起きています。**

しかし、日頃こまやかな点検を行っていれば、運転中のトラブルの多くは回避できるのです。クルマの健康管理は、クルマを守るだけでなく、人の命や環境も守ることにもつながります。

毎日安心して運転するために、**しっかり点検しましょう。**



大型自動車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年4月以降、平成31年3月末までに671件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でホイール・ボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ディスク・ホイールを取付ける際に不適切な（強すぎる、弱すぎる）ホイール・ボルトの締め付け、タイヤ交換時にディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったホイール・ボルト、ホイール・ナットを使用しないこと（誤組）等によって引き起こされます。



ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

大型車の使用者は、規定トルクでのホイール・ナット締め付け等、適切な車両管理の徹底をお願いします。



このような事故が起きています。

事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発しました。事業用バスの車両火災は、平成15年1月から平成30年12月末までに事業用で277件発生しており、なかには、車両が全焼に至るケースも見られ、一歩間違えれば大惨事となりかねません。



タクシーのスリップ事故

平成19年7月に、乗客2名を乗せたタクシーが雨のためスリップし、縁石に接触した後、道路脇の信号柱に衝突し、乗客と運転手の3名が亡くなる事故が発生。当該車両の後部タイヤの溝の深さが、道路運送車両法で定められた基準を満足しておらず、これが一因となってスリップが発生した可能性も指摘されました。



事業用自動車の 点検・整備の概要

運送事業者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備の実施が必要です。(道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

① 日常点検整備

- 自動車の使用者又は自動車を運行する者は、**1日1回、その運行の開始前**において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

② 定期点検整備

- 自動車の使用者は、**定期的(3か月ごと)**に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反> : 警告 ~ 5日 × 違反台数
<再違反> : 3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

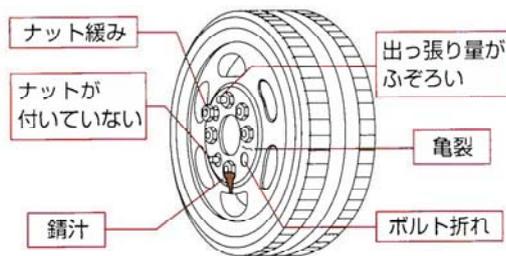
<初違反> : 警告 ~ 10日 × 違反台数
<再違反> : 5日 ~ 20日 × 違反台数

<点検例> ホイール・ボルト関係の点検内容

日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりとチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょ。

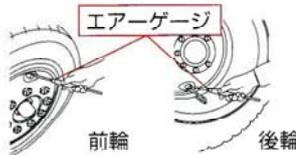
① 目視での点検



② 点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

ナットが締る方向に叩く

③ タイヤ空気圧の点検



増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50~100km 走行後を目安に増し締めを行います。

ねじの締付け方向を確かめて締付けます



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合



定期点検

[3か月定期点検時]

日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか(規定の締付けトルクで締付けられているか) 点検します。

[12か月定期点検時]

ディスクホイールの点検は、ホイールを除外して行います。

ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

上記の点検例を含む日常点検・定期点検を**確実に**実施し、自動車事故防止に努めましょ！

● 自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

